

騒音規制法・振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例の概要

	騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)	振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)	三重県生活環境の保全に関する条例 (平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号)
目的	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。	「三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的」としている。
規制対象施設	規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの」とされており、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）において特定施設として、「空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）」を含む 11 種の施設が定められている。	規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの」とされており、振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）において特定施設として、「圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）」を含む 10 種の施設が定められている。	規制対象となる指定施設は、「工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるもの」とされており、条例施行規則（平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号）において指定施設として、騒音関係施設として「空気圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。）」を含む 35 種の施設が定められており、振動関係施設として「圧縮機（冷凍機を除く。）（原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。）」を含む 22 種の施設が定められている。 ただし、下記を除く。（振動も同様） 1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域においては、この表の中欄に掲げる施設から同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を除く。 2 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。 3 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。
規制	都道府県知事や市長・特別区長が指定した地域に特定施設を設置する場合は、当該施設を設置する 30 日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければならない、届け出なかった場合は、罰則の対象となる。また、規制基準を超える騒音により周辺的生活環境が損なわれていると認められる時には、市町村長や特別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。	都道府県知事や市長・特別区長が指定した地域に特定施設を設置する場合は、当該施設を設置する 30 日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければならない、届け出なかった場合は、罰則の対象となる。また、規制基準を超える振動により周辺的生活環境が損なわれていると認められる時には、市町村長や特別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。	指定施設を設置する場合は、当該施設を設置する 30 日前までに市町長等に届出を行わなければならない、届け出なかった場合は、罰則の対象となる。また、規制基準を超える騒音又は振動により周辺的生活環境が損なわれていると認められる時には、市町長等による改善勧告や改善命令の対象となる。